



業務規程に定めるJAS規格に使用可能な食品添加物/ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージ、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類

令和3年2月1日改定

	物質名(括弧内は物質数)	ベーコン類				ハム類				プレスハム			ソーセージ				熟成製品		
		特級	上級	標準	その他	特級	上級	標準	その他	特級	上級	標準	特級	上級	標準	その他	熟成ハム類	熟成ソーセージ類	熟成ベーコン類
くん液		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
強化剤	クエン酸第一鉄ナトリウム、焼成カルシウム、炭酸カルシウム、未焼成カルシウム									○	○	○	○	○	○				

- \* 1: 乳酸ナトリウムに限る。
- \* 2: カゼインナトリウムを使用しない場合に限る。
- \* 3: グリシンにあっては、保存料を使用しない場合に限る。
- \* 4: グルコノデルタラクトン、乳酸ナトリウムを除く。
- \* 5: 乳酸ナトリウムを除く。
- \* 6: 無塩せきソーセージを除く。
- \* 7: 加圧加熱ソーセージ及びレバーソーセージを除く。
- \* 8: コハク酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウムを除く。
- \* 9: 保存料を使用しない場合に限る。